令和８年（フ）第１１７４号
東京都東村山市本町１丁目６番地105レヂオンス久米川パート３　304
債務者　東　　航輝
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３２号
山梨県甲府市千塚４丁目13番19号　カーサＰフレンズ205号
債務者　太田　慶子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４２号
山梨県中央市東花輪1101番地　県営山王団地５号棟503号室
債務者　薬袋　寿樹
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３３１４号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―501号
債務者　山路　容子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３１５号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―501号
債務者　山路住設こと　山路　浩裕
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８１８号
大阪市東淀川区淡路２丁目１番４―501号
債務者　永田みち子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４３号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―1010号、前住所大阪市淀川区加島１丁目31番３―606号
債務者　池田智恵美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６５号
大阪府交野市星田北４丁目４番16号
債務者　江村塗装こと　江村　光博
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２０号
大阪府枚方市町楠葉１丁目27番11号　208号室
債務者　谷　　博史
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４５号
大阪市西成区岸里３丁目８番４号　Ｓ―ＯＮＥマンション　202号、前住所大阪市西成区岸里東１丁目15番12号　アクティブ岸里301号
債務者　福島　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０９号
大阪市東住吉区矢田４丁目14番３号　リファインハイツナカモト　1201号
債務者　湯浅　仁一
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３７号
千葉県野田市清水826番地の20　花水木の里Ｄ　103、前住所千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目38番地４　アーバンヒルズ301号
債務者　小田　岳史
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場16番地３　ＧＬＯＲＩＡ　Ⅱ―Ｆ
債務者　今村彩也香
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第８８号
宮崎県都城市都北町5495番地３
債務者　田中　亜弥
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２３５号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地15　北中城団地　４棟302号室
債務者　真栄田　仁
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第７２号
北海道苫小牧市沼ノ端中央４丁目12番18号グランド沼ノ端１Ｄ号
債務者　小松田浩矢
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第７３号
北海道苫小牧市沼ノ端中央４丁目12番18号グランド沼ノ端１Ｄ号
債務者　小松田　琳（旧姓　山口）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部